

○鯖江広域衛生施設組合グループ制および チーム制に関する運営規程

(平成20年3月31日)
(訓令第1号)

改正 令和3年3月31日訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、グループ制およびチーム制の運営に関し必要な事項を定め、もって組合の行政運営の効率化を図ることを目的とする。

(事務局長等の責務)

第2条 事務局長、次長および課長は、所掌する事務事業の執行に当たり、グループ制およびチーム制における創意工夫を積極的に行い、柔軟かつ効率的な執行体制の確保に努めなければならない。

(グループ制)

第3条 グループは、事務を一体的に処理することにより効率性の向上を図るという観点から、適正な事務配分および職員構成により編成するものとする。

2 課に置くグループの名称は、別表第1のとおりとする。

3 グループに、当該グループの事務を整理し、その進行管理を行うためにリーダーを置く。

(チーム制)

第4条 チームは、事務が複数の課に関連し、当該事務を総合的かつ効率的に処理する必要があると認められる場合に、関係する課の職員により編成するものとする。

2 課に置くチームの名称は、別表第2のとおりとする。

3 チームに、当該チームの事務を整理し、およびその進行管理を行うためにリーダーおよびサブリーダーを置く。

4 チームの構成員は、チームの担当事務の執行にあたり、事務局長の指揮命令に従うものとする。

第3類 処務 (鯖江広域衛生施設組合グループ制に関する運営規程)

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年訓令第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

課	グループの名称
管理課	管理グループ、施設整備グループ
業務課	維持管理グループ

別表第2

課	グループの名称
管理課	施設整備プロジェクトチーム